

堺障サ第2749号  
令和4年3月28日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者 様  
指定児童発達支援センター 管理者 様  
指定児童発達支援事業所 管理者 様

堺市 健康福祉局障害福祉部  
障害福祉サービス課長 中嶋 英貴  
( 公 印 省 略 )

『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』又は  
『児童発達支援自己点検及び評価シート』の提出について

平成29年4月1日から施行されました、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準」という。）の一部改正により、放課後等デイサービスについては、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインに基づいた自己評価及び改善内容等の公表が義務付けられました。

また、平成30年4月1日から施行されました、基準の一部改正により、児童発達支援においても児童発達支援ガイドラインに基づいた自己評価及び改善内容等の公表が義務付けられました。

いずれにおきましても、平成31年4月1日からは、未公表の場合は減算が適用されません。

つきましては、別添の作成手順を熟読の上、『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』又は『児童発達支援自己点検及び評価シート』を作成し、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

なお、評価シートは一部改訂されていますので御注意ください。

また、自己評価及び改善内容等については、後日、堺市ホームページにおいて公開しますので、その旨合わせて御承知おきください。

#### 記

1 提出期限

令和4年5月31日（火）17:30

2 対象事業所

令和3年12月末日時点で堺市から指定を受けている放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所

### 3 提出方法

堺市電子申請システムにより提出してください（利用者登録が必要）。

リンク先:

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/0043ad8f-4b05-4db5-8a0e-cf67f02116f7/start>

※上記リンク先アドレスにアクセスし、提出書類を提出してください（利用者登録が必要）。

※資料及び提出書類については、下記ウェブページ内でダウンロードしていただけます。

堺市ホームページ (<https://www.city.sakai.lg.jp/>) 右上の検索ボックスに「障害児支援」で検索⇒「児童福祉法に基づく障害児支援に関する事業者指定」⇒『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』又は『児童発達支援自己点検及び評価シート』の提出について」を参照してください。

※電子申請システムの利用者登録に関する質問にはお答えいたしかねます。電子申請システムの「ヘルプ」又は「よくあるご質問」を確認の上、御利用ください。

〈問合せ先〉

堺市健康福祉局 障害福祉部  
障害福祉サービス課 事業者係

電話：072-228-7510